平成２６年（フ）第１４５号
広島市西区古江西町８番16号、開始決定時の住所広島県大竹市玖波８丁目１番41号
破産者　岡田　貴文
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２号
徳島市南昭和町６丁目55番地の４　佳都美マンション502号、旧住所徳島市沖浜町明治開332番地の38
破産者　井関　栄子
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０号
愛媛県松山市東石井３丁目２番12号
破産者　佐伯　　清
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５０号
愛媛県松山市西石井１丁目６番23号
破産者　小池　計文
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１号
愛媛県四国中央市豊岡町大町2540番地の73
破産者　加地　照子
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第６２号
愛媛県松山市東石井６丁目14番22号、住民票上の前住所愛媛県西条市古川甲350番地８
破産者　植木　美夫
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第９号
宮崎県串間市大字西方4212番地
破産者　金川　敏洋
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
宮崎県串間市大字西方4212番地
破産者　金川　美穂
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
宮崎県串間市大字西方4211番地１
破産者　田中　宗士
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
鹿児島県霧島市国分松木町８番17号　大尾住宅１号棟、開始決定時の住所鹿児島県霧島市国分郡田1024番地16、開始決定時の住民票上の住所鹿児島県霧島市隼人町住吉406番地ヒルズアルカディア401号
破産者　下原幸次郎
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
沖縄県うるま市石川白浜１丁目６番８号
破産者　平良　正秀
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第９０６号
堺市東区草尾1166番地の１
破産者　株式会社カネサカ
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
堺市堺区翁橋町２丁３番２―103号
破産者　ダイチ・クリエイト株式会社
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３１２号
山梨県南アルプス市古市場165番地の１
破産者　有限会社協和堂
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５５号
愛知県一宮市富田字仮宮12番地の２
破産者　エヌケイテキスタイル有限会社
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２２３号
愛知県豊橋市広小路３丁目55番地
破産者　合資会社牧天眞堂薬局
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２３号
広島県福山市駅家町大字近田937番地の４
破産者　株式会社芦品住宅社
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１号
熊本県球磨郡あさぎり町上西3094番地の17
破産者　有限会社サラダドリーム貳拾壹
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所人吉支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第７１号
愛知県豊橋市忠興１丁目９番地の７
破産者　竹内　　仁
1　破産債権の届出期間　平成26年11月６日まで
2　一般調査期日　平成27年１月26日午後１時50分
平成26年10月６日
名古屋地方裁判所豊橋支部